

第3期愛知県医療費適正化計画（案）に対する意見の概要及び県の考え方

番号	章	意見の概要	県の考え方
1	一	<p>計画には、県の現状として、経年比較や他県との比較が掲載されているが、愛知県の医療費の適正化を考えるのであれば、愛知県内における医療費の状況を医療圏（愛知県医療計画の中で医療圏が設定されている）ごと等で現状を比較し、医療圏ごとに対策を考えるべきではないか。</p>	<p>国の医療費適正化に関する施策の基本的方針においては、県は全国平均値及び他都道府県等と比較を行い全国的な位置付けを把握することとされているため、本計画では県全体の分析を行っています。</p>
2	一	<p>医療費適正化の観点から、喫煙及び受動喫煙が諸疾患の原因となるのはもちろん、重症化の要因になっていることには既に多くのエビデンスがあるが、治療や入院加療・手術に至ってもなお喫煙し続ける患者が少なく、重症化予防の妨げ、また医療費高の一因になっている。</p> <p>禁煙指導にも関わらず吸い続ける場合は、せっかくの治療効果が減ずるまたは無駄になるケースもあり、医療資源の浪費となるので、治療を打ち切り、強制退院とする医師や医療施設も現にある。抜本的な対処・対策をお願いしたい。</p>	<p>県では、医療機関や事業所、学校等の禁煙指導の担当者等を対象に、たばこ対策指導者養成講習会を開催し禁煙指導者を養成しており、また保健所では、事業者や、未成年や子供への影響の大きい父母等に対し、喫煙防止教育や普及啓発等を行っています。</p> <p>今後も喫煙率の低下を目指し、継続してたばこの害を広く県民に周知するなど対策を進めてまいります。</p>